

第4回智頭町議会定例会会議録

令和2年12月15日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案の訂正
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第127号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第5号）
- 第 5. 議案第128号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6. 議案第129号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 7. 議案第130号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8. 議案第131号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 9. 議案第132号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10. 議案第133号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11. 議案第134号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の制定について
- 第12. 議案第135号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第13. 議案第136号 智頭町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について
- 第14. 議案第137号 智頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止について
- 第15. 議案第138号 鳥取県町村総合事務組合の規約の変更について
- 第16. 議案第139号 財産の無償譲渡について
- 第17. 議案第140号 財産の取得について
- 第18. 議案第141号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第6号）
- 第19. 陳情について

- 第 20. 発議第 8 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 21. 発議第 9 号 議会活動の充実に関する調査特別委員会の設置に関する決議について
- 第 22. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案の訂正
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 127 号 令和 2 年度智頭町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 5. 議案第 128 号 令和 2 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6. 議案第 129 号 令和 2 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 7. 議案第 130 号 令和 2 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8. 議案第 131 号 令和 2 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 9. 議案第 132 号 令和 2 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 10. 議案第 133 号 令和 2 年度智頭町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 11. 議案第 134 号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の制定について
- 第 12. 議案第 135 号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 13. 議案第 136 号 智頭町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について
- 第 14. 議案第 137 号 智頭町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止について
- 第 15. 議案第 138 号 鳥取県町村総合事務組合の規約の変更について
- 第 16. 議案第 139 号 財産の無償譲渡について

第17. 議案第140号 財産の取得について

第18. 議案第141号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第6号）

第19. 陳情について

第20. 発議第 8号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

第21. 発議第 9号 議会活動の充実に関する調査特別委員会の設置に関する決議について

第22. 閉会中の継続調査の申し出

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 谷口翔馬	2番 波多恵理子
3番 安道泰治	4番 國本誠一
5番 河村仁志	6番 大藤克紀
7番 岩本富美男	8番 谷口雅人
9番 岸本眞一郎	10番 酒本敏興
11番 中野ゆかり	12番 大河原昭洋

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町長	金 兒 英 夫
教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	矢 部 整
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
教 育 課 長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	原 田 誠 之
福 祉 課 長	小 谷 い ず 美

会 計 課 長 矢 部 久 美 子
税 務 住 民 課 参 事 兼 水 道 課 長 藤 森 啓 次
総 務 課 参 事 米 本 勝 彦
病 院 事 務 部 長 福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 柴 田 睦 子
書 記 松 田 絵 理

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、岩本富美男議員、8番、谷口雅人議員を指名します。

日程第2. 議案の訂正

○議長（大河原昭洋） 日程第2、議案の訂正の件を議題とします。

智頭町長より、議案第127号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第5号）について、お手元に配付の正誤表のとおり訂正する旨申出がありました。

これを認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、配付の正誤表のとおり訂正することに決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、議員派遣の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、谷口翔馬議員より、12月9日の本会議において、自身の一般質問の中で「盗んで」という発言があり、不適切だと判断したことから「参考にして」と訂正したい旨申出を受け、許可しましたのでご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第127号

○議長（大河原昭洋） 日程第4、議案第127号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第128号

○議長（大河原昭洋） 日程第5、議案第128号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第129号

○議長（大河原昭洋） 日程第6、議案第129号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第130号

○議長（大河原昭洋） 日程第7、議案第130号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第131号

○議長(大河原昭洋) 日程第8、議案第131号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第132号

○議長(大河原昭洋) 日程第9、議案第132号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第133号

○議長（大河原昭洋） 日程第10、議案第133号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第134号

○議長（大河原昭洋） 日程第11、議案第134号 智頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 11名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 . 議案第 1 3 5 号

○議長（大河原昭洋） 日程第 1 2、議案第 1 3 5 号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 1 1 名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 . 議案第 1 3 6 号

○議長（大河原昭洋） 日程第 1 3、議案第 1 3 6 号 智頭町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 1 1 名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 . 議案第 1 3 7 号

○議長（大河原昭洋） 日程第 1 4、議案第 1 3 7 号 智頭町非常勤消防団員に

係る退職報償金の支給に関する条例の廃止についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第138号

○議長(大河原昭洋) 日程第15、議案第138号 鳥取県町村総合事務組合の規約の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第139号

○議長(大河原昭洋) 日程第16、議案第139号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第140号

○議長（大河原昭洋） 日程第17、議案第140号 財産の取得についてを議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第141号

○議長（大河原昭洋） 日程第18、議案第141号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） このたび、追加提案しました議案について、その概要を説明します。

議案第141号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第6号）につきまして

は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい生活状況にある低所得のひとり親世帯に、ひとり親世帯臨時特別給付金を再支給することに伴いまして、所要の経費を措置するものであり、補正予算額は153万円で補正後の予算総額は73億7,095万6,000円となります。

以上、追加提案した議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

これから、議案第141号の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

議案第141号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第6号）の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、補正予算書1ページをご覧くださいと思います。

議案第141号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第6号）でございます。

歳入歳出の総額に153万円を増額し、それぞれ73億7,095万6,000円とするものでございます。

これは、先ほど町長が追加の提案理由で述べましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい生活状況にある低所得のひとり親世帯に、ひとり親世帯臨時特別給付金を再支給することに伴い、所要の経費を措置するものでございます。

歳出につきましては、補正予算書7ページをご覧ください。

民生費の児童福祉費、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業で1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算して給付する、ひとり親世帯臨時特別給付金の給付に係る所要額153万円を措置しております。

歳入につきましては6ページのとおり、国庫補助金をもって措置をしております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時47分

○議長(大河原昭洋) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第141号 令和2年度智頭町一般会計補正予算(第6号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 陳情について

○議長(大河原昭洋) 日程第19、陳情についてを議題とします。

12月8日の本会議において、所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、常任委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番(岸本眞一郎) 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月8日に本会議において付託を受けた陳情について、12月10日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第12号 国道53号線及び国道連結道交

差点に関する陳情は採択、陳情第13号 全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情は趣旨採択と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第12号は採択、陳情第13号は趣旨採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

12月8日に本会議において付託を受けた陳情について、12月11日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第11号 町道源平線の舗装修繕に関する陳情書は採択と決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（大河原昭洋） 委員長報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

委員長報告は、陳情第11号は採択です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり決定しました。

日程第20．発議第8号

○議長（大河原昭洋） 日程第20、発議第8号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 発議第8号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを提案するに当たり、その理由を述べさせていただきます。

智頭町議会では、本年9月定例会において議員報酬の月額22万9,000円を28万円とする、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に関する議員提出議案を可決しました。この議案の提案理由は、将来の智頭町の発展のためにも若年の勤労世代など多様な人材が立候補を検討され、広範な民意が反映される議会となるように願うとされてきました。

このことを10月8日、10日、12日、13日の4日間、計8回開催した議会報告会で説明したところ、延べ173名という多くの町民が参加され、その中で多くの女性を含む参加者から、答申を出した審議会について、議員報酬・定数

について、議会・議員活動について、条例改正前の住民説明会の機会についてなど、広範囲にわたり質疑が繰り返行われましたが、議長の答弁は限定的なものにならざるを得なく質問者の理解を得られるものではありませんでした。

この議会報告会の議員派遣結果報告書の所感等には、「議会報告会ではいずれの会でも多くの町民から厳しい意見が挙がり、議会改革について議論を進め実践してきた今も、まだ議会・議員活動が伝わっていないことや不十分だと感じられていること、議会に魅力を感じられていないことなど、町民と議会との距離が縮まっていないと実感させられた」と記されています。

議員の成り手不足を解消するためには、まず、議会の魅力や存在感を高めることが重要であり、報酬の増額だけでは限定的です。さらに、県下町村で一番高い議員報酬月額である中で、町民の生活実感からかけ離れた積算根拠が明確でない5万1,000円もの増額を、議会で可決したのだからという理由で強行することは、民意の代弁者たる議会・議員への信頼を大きく損ない、本来の目的である無投票選挙の回避や、多様な人材の立候補を促すということからかけ離れたものになるのではないかと考えます。

このことを解消する手段として、今回、議員報酬を改正前の額に戻し、次期選挙で選ばれた議員が改めて報酬・定数について町民に説明し、意見を取り入れながら新たな報酬・定数を定めることが、現状では最善だと考えます。

以上の理由により、条例に定める議員報酬の月額を、議長は35万円から33万円に、副議長は29万7,000円から24万6,000円に、常任委員長及び議会運営委員長は28万8,000円から23万7,000円に、議員は28万円から22万9,000円にそれぞれ改正するよう、本議会に上程いたします。

最後に、一言付け加えさせていただきます。論語の一説に「過ちて改めざるこれを過ちという」ことわざがあります。私たちは、9月の定例議会の決議に大きな問題があるという認識を今、共有できています。どうか、議員各位の懸命な判断を願うこととし、以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 提案理由の中に、議員の成り手不足を解消するために

は、まず議会の魅力や存在感を高めることが重要であり、報酬の増額だけでは限定的ですと書かれております。これまで議会の話合いの中では、議員報酬の増額だけで議員の成り手不足を解消できると思っている人は1人もいなかったと、私は認識しております。議員報酬の増額が立候補するための一助になればという思いで活動してきましたし、それ以外に議会の魅力や存在感を高めるために常任委員会の活性化に取り組んだり、議会だよりをはじめとした広報の充実にもみんなで取り組んでまいりました。

議会がこれまで取り組んできたことと、これから取り組もうとしていること、この事実と異なる認識をお持ちのようではございますけれども、どのような認識で議会改革を行ってきたのかお尋ねいたします。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 当然、議会改革調査特別委員会という委員会を設けて議会活動の在り方、そして報酬・定数について議論してきたことは、その委員長になられておりました中野議員も当然ご承知のことだと思います。

私が今回、この一部改正の一部改正ということを提案した理由には、議会がそういう取組をしてきたが、まだ町民には理解が十分でない。そして、特別委員会の報告に基づいた報酬アップということについても、大きく町民からはかけ離れた存在になっている、疑問が出ている。そういう問題認識が、議員一人一人が報告会を町民のもとに出かけて説明し、また、町民の民意を探ってきましたが、そうした状況は11月30日の全協で皆さんが報告され、共通の認識を持ってきたところです。今の現状には大きな問題がある、報酬も含めて。議会改革、議会の在り方についても大きな疑問があるという共通認識が、今、現状ではできていると思います。

そういう中で、それらを解消するにはまず報酬を議決前の元に戻す。そういうことをしていかなければ、やはり問題をリセットする、ボタンの掛け違えをなくすという状況の下で、さらに議会の在り方、活動を町民の前に説明していくというのは当然のことだと思っておりますので、私はそのような考えでこの議会改革を進めてきたつもりです。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 今の説明プラスこの提案理由に書かれている報酬の増額だけでは限定的ですということなんですけれども、先ほども申しましたが、

我々は報酬の増額だけで立候補者が増えるとは思っていない。なので、このような書かれ方をすると、本当に我々議員一同が報酬の増額だけで立候補者が増えるんだと思っていると町民の方には思われます。この点についてだけでも、明確に我々はこの報酬の増額だけをやってきたんだ、議論してきたんだということではないということを、岸本議員の口から言っていただけませんか。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 先ほども言いましたように、議会の取組について私は否定はしていません。だが、その取組がまだ町民には理解をされていないという現状があるというのも事実です。だから、そのことについては報酬がどんな状況になろうが、それは議会として進めていかなければならないと思っています。だから、今回の私の提案理由については、これまでの議会の取組を否定しているつもりは全くありません。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 岸本議員の先ほどの、議会の活動について否定するつもりはないという言葉が出ておりますけれども、議会制民主主義という大原則をどのように理解しておられるか、お伺いしたいです。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 議員は、それぞれ民意の代弁者として住民の民意を広く集め、議決案件についてはそれに基づいて賛否の意思表示をするものだと思っております。そのことで決まったことには当然従うというのが、私は原則だと考えております。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 当然のことながら普通そういうふうになるんですけれども、岸本議員の言動につきましては、決してそうではない部分があるということの中に、私はその問題を指摘させていただくわけです。一番大事なものは、民意であれ、またあるいは議員個々の責任において、職責における責任において出た決定というものに対する尊重というものは行われなければ、事が前に進まないのが全てにおいての全てです。

やはり、そこの部分について認識が共有できていないというふうなことを感じざるを得ない。岸本議員の見解については、今まで何回もお聞きをしてきました

が、そこにやはりたどり着くことのない平行線を感じておりますが、今もってしてもそれが無いということでしたら、私としてもこれ以上質問ということについてもできませんので、これで質問を終わらせます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私は当然議決を尊重する。議決によって効力が発生します。今回の9月の定例会の議員報酬の議決は、来年7月30日から施行されるものです。今の議員は、まだその改正前の規定に拘束されています。そこは理解できますね。私たちは、今現状の議員は、まだ改正前の条例に拘束をされています。だから、私は今言ったように議会の議決というものは当然尊重しますが、それは来年7月から効力の有するもので、当然その効力が7月30日まで続くものであれば、私はそれに従うのが当然だと考えております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 提案理由の中に、上から6行目辺りからですが10月の8日、10日、12日、13日の4日間、計8回開催された議会報告会で説明したところ延べ173名という多くの町民が参加され、というふうに記載がありますが実際のところは複数回来られている町民の方もいらっしゃいます。調べたところ大体今回が173名弱の方であります。いつもですと各地区公民館に出向いて議会報告会を5月に開催いたします。その集計で一番多かった実人員は、現在のところ集計で107名弱であります。

それと、岸本議員のほうから民意というふうにお話ございましたが、議会報告会が終わった後全員協議会で議員みんなが「見えていない」、「報告のやり方がまずかった」、「手順がおかしい」ということを皆さんで共有して、じゃあみんなの足で稼いでみましよう、頑張って説明しましようというのが一番最初のスタンスでした。

ここに私の手元に資料がありますが、これは僕が独自に地元の各種団体の長、波多、惣地等々、富沢のミニデイのほうに出向いた部分、会社の役員、飲食店の経営者、中町・下町の皆様や下町のミニデイの会場、今日もこの会議が終わりましたらミニデイに報告に出向きますが、今実際に私が歩いている数が171名の方に説明をさせていただいています。この中で岸本議員が言われるように「やり方がまずかった」、「議会が見えていない」というようなことは本当によ

く言われます。ただ、説明をしたら10ある誤解の中の1、2の誤解が解けたんです。で、否定的な意見もなるほどありました。

なので、何が言いたいかといいますと、一番最初のスタンスに戻って本当に足で稼いで、聞いて自分たちが87集落を回るぐらいの気持ちでやっていって、それから結論を出すべきだと思いますので、この提案理由の中にはその部分がちょっと欠落しておるところがあるかなというふうに思いました。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） これは質問になるんでしょうか、意見になるんでしょうか。ちょっと分からないんですが。

○議長（大河原昭洋） 5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 質問です。ですから、民意というところで、大体何人ぐらいの方を聞かれているんでしょうかということが質問です。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 中野議員の質問にも答えましたが議会報告会以後、先ほど言われましたように、各議員が町民のところに出向いていろんな意見を聞いてきて、11月30日には各議員がそれについて報告がありました。その中で本当に、これは私の捉え方ですが、1人が約100名近くの方にもう既にいろんな問合せというか調査をしてきたように思います。

そうすると、多分約1,000名近い人の意見がこの12名の議員の中で民意といいますか、町民の考え方を拾い上げてきたと思います。前回の特別委員会といいますか、それではアンケートを行いました。その中では記入者が444名、そういった中で3月に報告を受けました議会改革調査特別委員会では、それを参考にして議会の方向性を出してきたものだと思っております。

ですから、そういったことを考えれば今の現状では前回の特別委員会より、より多くの町民の意見が反映された状況の下に、議員それぞれが今の状況には問題があるという共通認識に立っているのだと。そのことが次の発議で出てくる調査特別委員会を新たにつくろうという基になっているという認識を持っておりますので、ほぼ今の現状で各議員は9月の議決が大きな問題をはらんでいるという共通認識はあると私は理解して、そのことが民意だという具合に解釈をしております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 審議会に諮問する前の特別委員会にて、岸本議員は報酬・定数は審議会に一任すると発言されています。このたびの報酬条例の一部を改正するという発議は、この発言と整合性がとれませんが、その点いかがお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 前回の最終報告の中でも、私は審議会の答申を多くの皆様が尊重すると言いましたが、私は尊重できない。やはり効果が、報酬アップというのはほとんど効果が見えないということで反対をしてきました。途中で先ほど言われましたように尊重するという言動があったかもしれませんが、報告書の最終決定では私は反対の立場をとっておりますし、9月の定例会でも反対の立場をとっております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 9月定例の報酬条例の改正案を提出するための協議の際、岸本議員は特別委員会の最終報告には法的拘束力はないが、条例については決まったことには従うと発言されています。このたび発議された内容はこの発言と真逆の行動であると思われませんが、ご自分の発言をいかがお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） それも先ほど谷口議員の質問に答えましたが、9月の議決について効力が発生するのは来年の7月30日です。当然私たちはその効力に拘束をされます。ですから、私とその議決に従うということは今の私たちはまだ改正前の条例に拘束をされていますので、その条例には当然従いますが、今の9月で可決された条例はまだ効力が発生しておりませんので、効力が及んでいるとは考えておりません。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 効力が発生していない条例を、なぜ今見直さなければいけないのか、その理由をお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 何遍も言いますように、効力はまだ発生しておりません

が、そのことに町民が多く疑問、それがあるということは中野議員も既にご承知のことだと思います。それがあるからこそ、それを解消するために今回提案をしたわけです。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 議員報酬と定数というのは無投票を経験した今期の議員の責務として、議会改革に関する調査特別委員会を設置し検討してまいりました。それをなかったことにして、来期の議員に判断をしてもらおうと議論を先送りされようとしていますけれども、この件に関する議員の責務をどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 9月の議決に大きな問題があるという町民の声と議員の今認識ができております。そういう問題を私たちが、今決めた議員が過ちに気づいたときには、それを元に戻すのがどこが不自然なことがあるのでしょうか。私はそういう意味で、今の議決を元に戻すのが最善だと判断をしております。

○議長（大河原昭洋） 傍聴席の皆様はご静粛にお願いします。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 見直さなければいけない時期なんですけれども、なぜこの12月定例なんですか。まだまだ我々は、町民の民意を、多くの民意を聞かなければいけないと思っているのですが、なぜ12月定例なのかお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 2つあります。1つには、私たちが12月に何も動かなければ、町民が自治法74条において有権者の50分の1の署名を集めれば条例の改廃ができる、その法律を活用して署名を集めるという、その通告を議長に行い、議長からも全員協議会の場でそういう具合に聞いております。私たち議員が自分たちの議決したことによって大きな問題を抱えているときに、私たちが何の問題も、今問題が大きくある中で町民に動かされないと判断できないのか、それを私はおかしなことだと思っております。民意の代弁者たる議員がまず自分たちの頭で考え、判断して行うものと考え、今回の12月の発議とさせていただきます。

以上です。

- 議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。
- 11番（中野ゆかり） この改正案により報酬が元の額に戻ったとしても、9月定例会で増額に関する条例改正案を可決したという事実は変わらないと思います。その議決に対する議員の責任については、岸本議員はどのようにお考えでしょうか。
- 議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。
- 9番（岸本眞一郎） 何遍も言いますように、私は議決の効力には従うということを行っています。だからまだ効力が改正していない前に、自分たちが決めた問題で町民に大きく疑念を抱かせるような状況、これを私たちの責務として解消する。そのために今回発議をしたということです。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
4番、國本誠一議員。
- 4番（國本誠一） 先ほど来からいろいろと質疑をされておりますが、この発議に賛同するものとして一言申し上げたいと思います。この提案理由にもありますように、議会報告会において出された町民の方々のご意見、これは議会としても真摯に受け止め、やはり議会の説明責任、住民への理解、説明が不十分だったと認めているわけであります。私は、私なりに素直にこの問題点に反省をしております。やはりどこかで掛け違えがあったというならば、それは真摯に議員として受け止め、改めるべきは改めていくという姿勢も、町民を代表する議員としては必要なことではないかと私は思います。
以上です。
- 議長（大河原昭洋） 國本議員、ここは質疑の場ですので、自分の意見を述べる場ではないということになりますので、その思いがあれば討論のほうでお願いをしたいと思います。
その他、ありませんでしょうか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
まず、原案に反対者の討論を許します。挙手をお願いします。
まず、原案に反対者の討論として8番、谷口雅人議員の討論を許します。

○8番（谷口雅人） 私は発議第8号に反対の立場で討論を行います。

提案者の言う議会報告会の状況に基づく事実上の報酬条例の白紙撤回は、議会の説明責任の放棄にはかなりません。また、その町民の声の根拠についても希薄です。1年4か月に及ぶ特別委員会の調査・研究と議論、その議論をもってしても意見の集約ができなかった議会が第三者の知見の必要性を感じ、全会一致で特別職報酬審議会の設置を町長に求めた時点でも、審議会の答申を尊重することは一致を見ております。

その答申を受け3月定例会に最終報告に至り、智頭町議会基本条例に基づく5月開催予定の議会報告会は新型コロナウイルス感染防止対策上、心ならずも開催を断念せざるを得ませんでした。その状況の中、次期一般選挙を10か月後に控える9月定例会の議決後、議会報告会による説明責任の必要性を確認し、議員の提案の下に全会一致でぎりぎりのタイミングと厳しい条件を克服し、かつてない体制を整えて開催にこぎ着けた議会報告会は、延べ人数では最多となりましたが以前の開催状況とは異なっただけの報告会となり、発議提案者の主張を最大限しんしゃくしても議会制民主主義を国是とし、私論を離れ公論に決した報酬条例改廃の根拠となり得ないものであります。

発議第8号の正当性を認めることができない以上、上程発議に対し改めて反対し、議員諸氏にその賛同を求め討論を終わります。

○議長（大河原昭洋） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

賛成者の方は挙手をお願いします。

2番、波多恵理子議員。

○2番（波多恵理子） 発議第8号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

9月の議会で議員報酬を来年の7月より上げる議案に賛成いたしました。その後行った町民の方への報告会で多くの町民から疑問が出ました。これを受けて議会では、議員個々で直接町民の声を聞くこととし活動してきました。そして、私は多数の町民の声の中に町民と議会の距離を痛感いたしました。議決の前に十分な説明がなかったこと、5万円報酬アップの根拠が明確でないことに対して、町民の多くに議会が議決したことに対して不信感があると感じました。この不信感を解消する手段として報酬を上げた状況を元に戻し、議会の見える化を図り、

さらに議会改革を推し進め、町民の信頼を取り戻した上で町民との対話を続け、新たに報酬・定数について結論を出すのが望ましいと思います。

以上の理由で、私はこの議決に賛成をするものです。

これで、討論を終わります。

○議長（大河原昭洋） 次に、原案に反対者の討論を許します。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 先ほど波多議員は、町民の信頼性を取り戻すためと言われましたが、町民の信頼を取り戻す手段が異なるため反対討論いたします。

議会報告会に参加してくださった人の多くから、9月に決議した議員報酬条例を白紙撤回にするようにとの声は確かに多くありました。しかし、中には議決にご理解いただける人もおられました。そして、議会報告会終了後、議員間で話し合い、もっと多くの町民の方に議会報告会の内容をお伝えしつつご意見を伺おうと、議員個々が町内を回り説明する活動をしてまいりました。すると、白紙撤回というご意見のほかに増額に賛成、もしくは条件付きで賛成というご意見も聞かせていただきました。

今、私たち議員がすべきことは、安易に白紙撤回、条例改正をすることではなく、議決したことへの説明責任をしっかりと果たすことと、今、取り組んでいる議会活動の充実をさらに進め、議会活動の見える化に努め、町民から信頼される議会にしていくことではないかと考えます。

また、このたび岸本議員から提案された発議内容は、報酬・定数を一旦元に戻し来期の議員に判断を委ねるというもので、極めて無責任だと思います。

よって、このたびの発議8号に反対いたします。

○議長（大河原昭洋） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

4番、國本誠一議員。

○4番（國本誠一） 私は、発議第8号に賛成する立場で討論を行います。

先の第3回9月定例会で議決された、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正は、10月8日から10月13日までの合計8回開催した議会報告会に参加した町民の方から様々な質問・意見があり、その内容を議会として取りまとめた所感では、いずれの報告会でも多くの町民から厳しい意見があり、議会・議員活動が伝わっていないことや、不十分だと感じられていること、議会に魅力を感じられていないことなど、町民と議会との距離が縮まっていないと実感させ

られたとあります。

この厳しい意見の多くは、十分な住民説明がない中で議会が議員報酬の増額を議決し、決まった後での議会報告会に対する不信感を伴ったものであったと思います。このような状況の中、議会・議員は反省すべきは率直に反省をするということも必要であると考えます。また、3年、4年先にはさらなる人口減や起債償還の増など、財政をも勘案した議員報酬や定数の在り方を考えることも改めて必要となってくるかと思えます。

こうしたことを踏まえ、今、私たち議員は次期選挙で選ばれる議員に申し送るためにも、さらなる町民の方々のご意見を伺いながら、一度改正した、先ほど白紙撤回などというような発言もありましたが、白紙撤回というような表現ではなく、条例の改正であります。そういったことも視野に入れて、改めて身軽な状態で町民の方々のご意見を伺うということが私は必要ではないかと。そうした意見を吸い上げたものを次期選挙で選ばれた方々に申し送り、さらなる3年、4年先を見据えた議員の在り方、報酬の在り方、定数の在り方、議員活動の在り方、こういったものを議論していただきたいという願いを込めて、本発議に賛同をするものであります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 次に、原案に反対者の討論を許します。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 発議第8号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について討論をさせていただきます。

先ほど質疑でも申し上げましたが、谷口雅人議員もおっしゃられました、いつもですと本来は各地区公民館において5月に開催される予定の議会報告会が、コロナ禍の中でなかなか開催できなかったということは事実であります。ただ、9月に決議して、その後急遽10月の議会報告会を会場が限られた中で、ほのぼのひだまりホールのほうでさせていただきました。そこに訪れられた方は10月8日、10日、12、13のこの提案理由にも書いてありますが4日間で計8回、延べ173名の方がいらっしゃったというところ、こういうところは事実ですので問題ないと思いますが、いつもですと各地区公民館で5月にやるもののができなかった、そのことに対して後先になったというようなことも非常によく指摘されています。

先ほど質疑のときにお話しさせていただきましたが、ここに私が歩いたデータがあります。各種団体その他のところの集会に出向いたところの延べ人数、この後も下町のほうのミニデイに行かせてもらいますが、今のところ134名、ほかに会社の役員、飲食店、中町・下町の住民の方々、移住定住の方等を合わせて37名、現在171名の方にいろいろな意見をお聞きしました。

先ほど先輩議員等との中の討論にもありましたが、なるほど厳しい意見もあります。説明、世間話的な内容などで反応がなかったとか、全集落に出向いている説明しましたが、「議会に興味がない」、「今後も議員活動に専念すべき」、「どれだけの仕事をやっているかも分からないので、自分たちで報酬は決めてください」、「仕事が分からぬので報酬・定数のことは分からない」、「やっている議員とやっていない議員がいる」、「今の時期ではないのではないか」、「時期が悪かったと感じる」、先ほどの意見と重複しますが、そういった意見もあります。「説明のやり方が後先で今後はよく考えてやるべき」、「火葬場のように丁寧な説明、グループワーク、住民説明を行ってからのほうがよかったのではないか」というような意見が多々ありました。ただ、説明する中には副議長がおっしゃるように理解される方も結構いらっしゃいました。

でも、一番多いのは議会の議員の見える化、説明責任、議員が何をやっているか分からないということが問われているのであって、今回の発議の内容を改廃請求が出るとか出ないとかという以前の問題として、まず発議したことに対しての議員の説明責任ができていない。このことは、皆さんが10月の報告会が終わったときに共通認識で持っていたはずです。それを足で稼いでみんなの説明してきっちりやっていこうと言って全員協議会で決めました。その後にも全員協議会の中身が若干漏れるようなことがありましたが、町民の皆様にも。それでも、個々がみんなが頑張っって歩いてやろうという姿勢は貫くべきだと思います。

発議8号は、あまりにも議員説明が果たされていない。これを今出して、やるような議案ではないと私は考えます。一番最初のスタートに戻ってみんなの説明しようというところの議員のみんなが共通認識で持っていた、そこがぶれたらいけないと思います。ですから、私はこの発議8号には反対の立場で答弁させていただきました。

以上で、討論を終わります。

○議長（大河原昭洋） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私は、発議第8号に賛成の立場で討論します。

実は提案者が討論には参加できないのではないかという事務局のほうより、今そういう指摘を受けておりましたので、それが提案者も急遽討論ができるということになったようですので、若干論点の整理ができておりませんが、これから討論を行います。

議会報告会での町民の方から多くの疑義が出たことを受けて、12人の議員が町民のもとに出かけ、それぞれ説明し意見を聞いて11月30日の全員協議会で報告をしました。1人の議員が100名近くの人々の報酬に関する事、議員定数に関する事、議会・議員活動に関する事などの大体の町民の方の考え・思いが見えてきました。私はその結論的なものとして、現状では問題があるとの議員全員の共通認識が持てたと考えております。やはり、今後の町民のもとに出かけるならば、ボタンの掛け違えや疑念を解消する必要があります。そのためには今大きな問題になっている、ネックになっている問題を元に戻した上で、町民の方に提案をする、説明をする。それが最善だと考え賛成するものです。

以上で、討論を終わります。

○議長（大河原昭洋） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終わります。

これから、発議第8号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 3名）

○議長（大河原昭洋） 起立少数です。

よって、本案は、否決されました。

日程第21．発議第9号

○議長（大河原昭洋） 日程第21、発議第9号 議会活動の充実にに関する調査

特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、谷口雅人議員。

- 8番（谷口雅人） 発議第9号 議会活動の充実に関する調査特別委員会の設置に関する決議についてを提案するに当たり、その理由を述べさせていただきます。

平成29年7月に執行された智頭町議会議員一般選挙において、立候補者が定数と同数であったため、智頭町の記録に残る中で初めて無投票となりました。選挙で民意を反映するという、民主主義の根幹を揺るがしかねない大きな問題であるという認識の下、本町議会としても様々な問題点を洗い出し、議論を活発化させていく必要性を感じたことから、平成30年12月定例会において、議員全員による議会改革に関する調査特別委員会の設置を決議し、今後の議会改革全般について調査、研究を進めることとしました。

特別委員会では調査事項の2本の柱として、無投票の防止と立候補しやすい方策、議会活動の改善を挙げ、調査・研究を進め、本年3月定例会において最終報告を行いました。その中の1つ、議員報酬については特別委員会の増額という結論に基づき、9月定例会において議員発議として条例改正案を提出し、賛成多数で可決しました。

その後、3月に最終報告を行った議会改革の取組、町民の関心が高い議員報酬の増額に関する経緯等について、議会の説明責任を果たす場をいち早く設けるべきとの考えから、新型コロナウイルスの影響で延期していた議会報告会を急遽10月に開催しました。

報告会では、いずれの回でも、「説明が不十分である」、「報酬増額や定数維持の根拠が見えない」、「議会・議員が何をしているのか分からない」など多くの厳しい意見があり、議会改革について議論を進め、実践してきてなお、議会・議員活動が伝わっていないことや不十分と感じられていること、議会に魅力を感じられていないことなど、町民と議会との距離が縮まっていないことを実感させられることとなりましたが、住民自治の根幹として、議会・議員活動の充実と見える化を進めていくことの重要性を、改めて認識する機会となりました。

議会報告会で寄せられた意見からの反省を踏まえ、町民のもとへ足を運び、様々な意見に耳を傾け、また議会内容を伝えることで開かれた議会を目指すと

もに、議会がより身近な存在であるため、町民からの意見を町政に反映していく活動を一層推進していくべきと考えました。

以上の理由により、議会活動の充実に関する調査特別委員会を設置するため、地方自治法第109条及び智頭町議会委員会条例第5条の規定により、本議会に上程します。

なお、委員会の目的は、町の最高意思決定機関である議会の役割と責任を果たすため、議会・議員活動のさらなる充実を図り、住民の議会への理解と関心を高めるための調査・研究を行うこと、委員の定数は9人、調査期間は、特別委員会設置の日から調査終了の日までとし、調査終了まで閉会中の継続調査とすることとします。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今回の特別委員会の名称が、議会活動の充実に関する調査特別委員会としておりますが、この議会活動に関する調査特別委員会の目指すところと、私たちがこれまで行ってきました議員全員による議会改革調査特別委員会と、どのような違いがあるのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 既に議論を経て議決をしておりますこの条例を、しっかりと町民の皆様にご理解をいただく。まずは、そこに注力をするというところが必要であると、その部分が目指すところであります。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） つまり、議会報告会後の町民の大きな議決に対する疑問、憤りというものがあって、やはり議会としては住民に対して説明責任を果たして理解を得ていくんだという、確かにそういう共通認識がありました。それは今後とも、例えば集落単位の議会報告会とか、そういうもので十分できるものだと私は思っております。議決に対しての説明をしていく。議決前なら当然この理論は成り立ちます。議決が済んだ後に、皆さんに説明をしていくための調査特別委員会というのは、私はおかしなものだと。これが新たな議決を目指すための調査特

別委員会なら、この調査特別委員会の目的は果たされると思いますが、要は議決に対しての理解を求めるための調査特別委員会というのが果たして成り立つのか、そこら辺についてのご見解はどうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 岸本議員、ご理解いただけないということに対して、私は岸本議員の議員経験からしまして、ちょっと不思議に思います。議会は町民と対話というようなことは個人としてあるかもしれませんが、議会として行う場合には、これは特別委員会でなければできないというシステムがあるということをご存じだと思います。そこの部分を指摘されるということについては、ちょっと私としてもびっくりしておるところです。

特別委員会というのは文字のとおりであります。調査、このことができる権限を持っておるのは、そういう特別な使命に対して、目的に対してすることしかできないという、そこの部分をご理解いただけませんか。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 議会が調査特別委員会の中で町民に出かけて説明をする。それならば、なぜここ定数が9なんですか。これまで定数12で全て特別委員会は活動してきました。この定数9の根拠と理由についてお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） そこの部分については先ほどの発議8号、この部分に集約されております。今、9名という人数が出ましたが、その議員は説明責任の必要性というものをしっかりと実感しております。その説明責任を果たすための部分でこの賛同者になっておられるわけです。そこの委員定数になっておられるわけですから、その部分に賛同していただけないという方が、そこにおられるということ自体は逆に住民に対して、これは何のための委員会ですか、あるいは何のための会ですかと問われて答えられない現実が起きてくる。私は、それに集約をされておるといふふうに思っております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） では、先ほどの発議8号に賛成した人は、この9号に同意できないという前提でここを9人にしたということですか。そこについてはどうですか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 議会というのは、当然のことながらいろんな意見があるのが当たり前のことです。しかし、今目的をもってやろうとしていることは説明責任の全うです。説明責任の全うというのは、説明をする内容が当然あるわけです。報告会と特別委員会との違いは何なのか、ということに対してここで述べるのもおこがましいことではありますが、報告会は決まったことを報告するだけのことです。だけという言い方からすれば、えらいそっけなく感じられるかもしれませんが、それ以上の権限を持ち合わせておりません。であるがゆえに特別委員会であり、その特別委員会の趣旨に賛同していただける方でなければ、やはり委員会の委員としてはなり得ないというふうに思い、排除の論理ではありません。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） まだ今、質疑やこれから討論の段階になります。議決だと。議員の態度は、その議決を経ないと判断ができない、私はそう考えております。まだ議決が済んでいないのに3人の方は反対するだろう、その方は説明責任を果たそうとしないだろう。これがまさに偏見と油断、排除の論理でなくて何でしょうか。なぜ、議会の役割として12人が出ていくという体制がとれないのか。まさにこの9人という数字は、反対者の排除を目的とした定数であって、当然こうした議員活動、特別委員会の活動というものが本当に民意を吸い上げる、住民の意見を聞くという機能が果たせるのでしょうか、私は大きな疑念を感じます。

議会基本条例の中の議会の活動原則第2条には、議会は町民の代表機関であることを常に自覚し、公平性・透明性及び信頼性を重んじた町民に開かれた議会並びに町民参加を推進する議会を目指すと書いてあります。この公平性・透明性、本当にこの9人の定数というものがこれを実現するとお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 本提案を作成するに当たり、唐突に物事を出したわけでは決してないことはご理解いただけたと思います。そのときに3名の方の意志も確認した中での上程ですので、ここの場で数字において疑問を投げかけられることに対しては、私としてはいかながなものかというふうに言わざるを得ないということです。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この発議案、議員に対しては今日初めて目にするものですね。まずその確認、それに間違いはありませんね。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 今日2つの相反すると理解してよろしい発議が出ておりますが、同様に発議第9号においても同様であります。その趣旨においては今までの議論の経緯の中で十分に理解していただけておるものと、これ以外に粉飾するものは一つもありませんので、これは当然のことながら初めてといえは初めてですが、内容においては十分理解していただけておる、そのように思っております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 11日の全員協議会で、議員間討議をしようという議長の提案で行いました。そのときに、この発議の名称も目的も提案理由も本来なら素案として示され、議論すべきものが一切ありません、口頭だけでした。それで、その中で議員が目的や提案理由も分からない中で、議長がこの発議に賛成する方の挙手を求めました。第一、この事態こそ異常だと言わざるを得ません。発議の中身が全然見えていない、その中で事前に既に上程される以前に賛否を確認する。これが果たして、今の議会の運営の中で正常なことと思われるのでしょうか。私は全く異常だと思います。

また、この議長の提案に応じて態度を明らかにした議員についても、本当に自分たちがしっかり議案を熟読し、提案理由を聞き判断をするという過程を省略をして、そんな態度表明ができるものなののでしょうか。私はそのことについて、事前に賛否を確認したということ自体に大きな驚きを禁じ得ません。そういうことが、この議会基本条例にのっとりとも問題ないとお考えでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 繰り返しますが、上程をするに当たっては後で追加をしますとか、ここについては加えますということができない原則はご理解いただけると思います。それが必要であるがゆえに、状況によって説明をした中で、それを意志を確認されたというふうに認識しておりますので、当然のことであるというふうに思います。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） これを例えば、町長提案ということに例えてみてください。町長提案は議案を事前に皆さんに出します。そして、例えば冒頭でしっかり町長が提案理由を説明し、所管課長が補足説明をし、質疑をし、そして最終日に

議決を行います。一番最後です、議決を行うのは。

これが今回のこの発議 9 号については、既にこの発議案を目にする以前に賛否の確認がとられています。その結果において賛成した 9 人だけで、この委員会活動をすればいいという発想自体がそもそも異常じゃないんでしょうか。これが智頭町の議会基本条例に適合するものとお思いでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8 番、谷口雅人議員。

○8 番（谷口雅人） 非常に岸本議員、降ってわいた議論であるかのごとく今日おっしゃいますけれども、今日というか今おっしゃいますが、この議論はずっと特別委員会の話以前からずっとしてきた中での、この報告会の状況を受けて、いかに対応するかという協議の中でずっと議論してきたことです。降ってわいたのごとく言われますと、それはちょっと心外としか言いようがない。確かに、議案として上程されるのは今日が当然のことですが、内容においてびっくりするような変更・変化、あるいは偏ったことが記載されている、そういったことは全くありません。そのことについてどうこう言われても、これは 8 号においても同様であるというふうに考えます。

○議長（大河原昭洋） 9 番、岸本眞一郎議員。

○9 番（岸本眞一郎） 私が質問しているのが、確かに事前に素案が提示され、説明され、今日の最終の発議案と違いがないという状況であれば提案者の説明も理解できますが、今言ったように今日が初めての議案書の中身、提案理由も初めて聞いたものです。だから 11 日の全員協議会の時点で、私たちが判断できる状況ではないし、また、事前に判断を確認すること自体が私はおかしいと言っているんです。その判断に基づいて 9 人だけで特別委員会をつくれればいいんだと。9 人だけで町民のもとに出かけて説明をすればいいんだという、この考え方自体がおかしいのではないですかと私は質問しているんです。そこについてはどうお考えですか。

○議長（大河原昭洋） 8 番、谷口雅人議員。

○8 番（谷口雅人） 何度も言うておりますけれども、説明をする、あるいは調査をすることに対しては目的があるわけです。その目的が今日、今日初めて聞きましたよというようなことでは決してないことだけは。今までの状況の中でご理解いただけていないんですか。私としてはそこを言われることに対しては、今まで何を聞いておられたのかなと言わざるを得ないです。また、調査をするに当た

ってその目的というものが相入れない状況であるならば、どうやって聞くんですか。その聞き方すらないですよ、その聞き方すらない方が町民の中に出てこられたら、町民自体が困惑するのは言うまでもありません。そういったことです。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 相入れない考えの方がおったら町民の方が混乱する。そもそもその考え自体がおかしいんじゃないですか。議会の中で相入れない考え方があるのは当然です。じゃあその相入れない考え方の方は、自分たちの意思にそぐわないから外してもいいんだという発想が、この定数9に表れているんじゃないですか。私はそのことを言っているんです。違った意見のある方が町民のもとに出かけるのはまずい、町民に混乱を引き起こす、その発想自体が私はおかしい。だから、その発想の下にこの9人にしたのではないかと、私は質問しているんです。12人になったらどこがまずいんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） まずいとか、まずくないとかということに対して岸本議員は盛んに言われますけども、私はこの提案があったときの時点から誰も外すということにはなかったはずですよ。逆に加われないという立場のほうに立たれたから、そういうことになったというふうに。強制したわけでもないし、排除したわけでもない。多様な意見があるのは当たり前です。またその多様な意見を吸収するために出かけるということに対して、そのときにもしあなたがそう思われるのなら、委員会に入りたいという意味を持たれるのなら、なぜその時点で賛同されなかったか、そちらのほうか私としてはどういうふうにお考えなのか分かりませんね。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） いつ特別委員会に入れないという3人の方が意思表示をしたんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） そういう時系列的なことの話で、この時間を駆使するのは私としては残念です。この問題が降ってわいた話ではないということを否定されるなら、認められないのなら、この議論はいつまでたっても帰結しませんよ。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 盛んに降ってわいた議論ではないと言いますが、この議論が出たのは議長が8日の本会議終了後、初めて提案されたものです。そして、

2回目の議論が11日の全協の場に出たものです。そして、議長の初日の本会議の後、終了後の全協でも今言う素案が出されませんでした。私はやはりしっかり議論するには、せめて骨格的なものでも出すべきではないかと言いましたが、まだ出せる状況にはありませんという説明でした。それも、11日の全員協議会でも同じ状況でした。先ほど、降ってわいたようなという言い方をされますが、私たちにとっては、この発議案が姿も形も見えない状況で、今回しっかりと中身を読ませていただいたという事実を申し上げているだけです。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

4番、國本誠一議員。

○4番（國本誠一） 先ほど提案者のほうから、この特別委員会の目的を質問者がしました。その中で提案者は、9月議会で議決したことの説明責任を果たしていくというふうに答弁されました。しかし、ここに書いてある委員会の目的というのは、議会の役割と責任を果たすため議会・議員活動のさらなる充実を図り、住民の議会への理解と関心を高めるための調査・研究を行うこととあります。

では、この9人の方々は9月議会の議決を理解していただくために、意思統一ができておられるという判断でよろしいのでしょうか。

そして、私は誠に申し訳ない、私の体の体調により11日までの議事を欠席してしまいましたが、今日はこうして出てきてこの特別委員会の設置の理由を見ました。

そして、議会に出ていない11日の日に議長から電話があり、この調査特別委員会の設置に関するお話がありました。そのとき私は、これまで全協で話されてきた、議員が出向いて住民の方々に理解を求めていこうと、お話をしていこうというふうなことが話し合われた、そういったことの続きでいろいろな方法がとれるのではないのか、改めて特別委員会を設置してまですることではないということで、特別委員会の設置は必要ないというふうに申し上げたところです。

さらに提案者は、先に否決されましたが発議第8号においても、議会の民主主義を盛んに言われますが、このような私たちが特別委員会の設置に賛同できないからといって、委員に入れないようなことが本当に議会の民主主義なんですか。何を勘違いしているのはあなたのほうじゃないですか。一番議会の民主主義を言われるのは特にあなたですよ、何でこういうことをされるんですか。私は理解に苦しみます。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） この特別委員会の基になっておる部分というのは、私が議会基本条例を制定に関わりました平成23年。そのときに以前から指導・助言をいただいております高名な教授から助言でございます。特別委員会の機能しか、この説明をし、かつ民意を吸収する機能はないんですよ。そういうことに対する部分について特別委員会を設置し、その中で皆さんに説明をした中で理解を求めていく、それが本当のやり方だというふうにご助言をいただきました。

特別委員会の設置の根拠につきましては、先ほど上程しました説明のとおりですが、やはりそういった助言があった、あるいはそれに対する過去のほかの団体の状況も踏まえて、提案したというふうにご認識をしていただきたい。

また、議会制民主主義の中で私は常に言っておりますが、賛同していただけないということが明らかな方が、そこに入られてどうこうということになると、私としても返答に困るわけです。もし、望まれるならそれもあるかもしれません。そのあるかもしれませんということになれば、手続上、本人の意思確認を再度した中でどうですかと、委員の設定は変わる可能性もあるという、そこだろうと思います。いかがでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 4番、國本誠一議員。

○4番（國本誠一） 委員会に加わることを望むとか望まないとか、何をおっしゃっているんですか。そして先、著名な先生のご助言をいただいたとありますが、確かに議員はその著名な教授の考えをこれまでもたくさん述べてこられました。それならば、9月議会の以前、あるいは3月の定例会以前、そういった助言を求めることも可能だったのではないかと私は考えます。なぜ、今助言なんですか。あなたは、決まったことを理解する説明をしていくんだという一貫した考えを持っておられます。それがなぜ助言を受けてこうなんですか。私が特別委員会に参加しないというのは、町民の方々に説明していく方法はこういったことでなくても十分あるということで、委員会の設置は必要ないのではないかとというふうに申し上げているだけです。どのようにお考えですか。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） ご助言をいただいたタイミングというものが、どういうタイミングであったかということについては、ここで細々申し上げませんけれども、教授のおっしゃることに対しての部分というのは非常に共感をいたしました。そ

れは何かと、ほかの事例にもあったと。

そして、やはり特にこのコロナ禍における、説明をする機会がそがれてしまったという特別な環境の中で、こういうボタンの掛け違えという言葉が出ておりますが、それがあったと。それを何としてもやるべきだと、説明責任以外にはないというご助言の中で、特別委員会の設置をやりなさい、それが一番皆さんによく分かり、議会も理解を得る状況にはなりやすい。他の事例もあったということをお聞きした中で、こういう状況があるというふうにご理解いただけたらと思います。

○議長（大河原昭洋） 時間が大分超過してきておりますけども、ほかに質疑はございませんでしょうか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 再度議会基本条例の第3条、議員の活動原則、議員は議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間相互の闊達な討議を重んじなければならない、と智頭町の議会基本条例には制定をされています。

それが、特別委員会を設置するに当たり9人の委員でやるんだということが、この第2条のまず言論の府であるということから考えて、意見の違いがあるというのは当たり前だ、私はそう思っています。その中で違う意見の方が入ってくると特別委員会の役割が果たせない、そういう発想は全くあり得ない。要は合議制の機関であるという原則からも外れております。議員間相互の闊達な討議を重んじる、異質なものを排除するという論理では全くそれが実現できない。私は、最後にそのように述べておきたい。あえて、それに対して答弁がいただけるならしていただきたいと思えます。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 岸本議員にお伺いしますが、それではこの特別委員会が設置をされるに当たっては、自らも委員として活動したいという意思がおありですか。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） そんな意志の確認以前に、まず全員が参加するという前提が当たり前の話であって、結果としてその委員会に加われないということで、9名になったということなら理解できます。最初から9名だ、じゃあ後から私に

これに参加させてくださいねという仕組みが、本当にこの議会基本条例にのっとって適正なものか、私はそこを指摘しているんですよ。まず議会としては定数12人が全員で目的に向かって行動していく、それが当たり前の話。その当たり前が今回の提案では、全く無視をされているということが私は問いたいところなんです。

○議長（大河原昭洋） 傍聴人の皆様はご静粛にしてください。拍手等々もされているようですので、あまりこれ以上されますと退場を命じざるを得ませんので、その辺りは十分お気を付けください。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 何度も申し上げますけれども、決して排除したわけでも、排除するわけでもないんです。ただ、提案するに当たっては委員会には定数が必要であるという、定数の数字を示さずして議案にはならないんです、発議には。その発議にするために、議長は意志の確認をされたはずなんです。それに基づいてということ。それを排除だ、あるいはそれに近いものだと言われるなら、それはいかがなものかと。逆に私としては、確認をした中でということをあえて問いたいです。

○議長（大河原昭洋） 傍聴席の皆さんはご静粛にお願いします。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 議員の意思の確認は、この後の議案に対しての可否、その態度が議員の最終の意志です。議員は、確かにいろんな状況で考え方が揺れ動いています。この議決の後で定数を確定する。当然、前提としては12人が当たり前。その議決の以前に意志を確認する、そして反対する者は排除する。それが本当に、これが議会改革を進めてきた智頭町議会の姿でしょうか、私は大変情けない、残念な思いです。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 何度も繰り返すのが、排除の論理ではないということを申し上げておきます。議案としてきちっとした数字を上げない限り、本会議場において議決を得ない限り、特別委員会の設置はできない。特別委員会の設置には反対だけど委員会には入りたい、そういうふうにお考えならば、それはそれで、その時点で意志を明確にされておけばよかったと、私としてはそこまでしか言えないです。本人にそこまで何もかも強制することはできない。排除の論理ではない

ということを繰り返し申し上げます。

○議長（大河原昭洋） 4番、國本誠一議員。

○4番（國本誠一） さっきも言いましたけど、特別委員会の設置は必要ないという判断の下に私は答えをしたわけです。これに入れてくださいとか何とか、そういった問題ではないと。特別委員会を設置しなくても、住民の皆さんと対話する方法は幾らでもあるじゃないですか。なぜそれができないんですか。そして、この特別委員会の中で本当になぜ9人なのか、これが排除の論理でなくて何だというんですか。全く理解ができません。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） この委員会に、委員として加わることを保留されたという表現で、もしよしとするならば、今その委員会に入って活動したいというご意志が逆にありますか。あられるなら、それはまた手続の中でできるわけですけども。あれはいけん、これは、そういう形の中でいけば何も前に進みません。私はそこを逆にあえて皆さんに聞きたいと。

○議長（大河原昭洋） 4番、國本誠一議員。

○4番（國本誠一） 特別委員会に入りたいって言っている、特別委員会の設置が必要ないとは私は言っているんです。入りたいと言っているんじゃないんです。9人の中に入れなかったから意見を述べているわけじゃないんです。特別委員会の設置は必要ない。幾らでも町民の皆さんと対話を重ねる方法はあるではないですか。そう申し上げているだけです。何も入れてくださいなんて、一言も私は発していませんよ。そうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 特別委員会という機能でなければ、説明というものに対して合理的な根拠はあり得ないと。その方法はあるでしょうというお声がありますが、方法はあるとしてみても、じゃあそれをどうやって議会として検証でき、確認できるんですか。特別委員会というのは、検証と確認ができるからこそ特別委員会であり、議員個々の議員活動だけでされる分については何ら根拠不明な形でしかできないわけです。根拠を持つことこそが、そのために特別委員会を設置するのがベストですよというご助言をいただいたと。私はそういう中での提案であるというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 10番、酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 発言じゃなしに暫時休憩を求めます。

○議長（大河原昭洋） 暫時休憩の動議が出されました。皆さん休憩の動議を承認していただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 暫時休憩します。

休 憩 午後 0時24分

再 開 午後 0時27分

○議長（大河原昭洋） 再開します。

先ほどの一連の質疑・答弁に関しまして、やはりこれはかみ合う状況にない、相入れない質問者と答弁の状況がずっと延々と続いておりますので、これからは今まで質疑が行われた内容と違う、今までの質疑と同趣旨の質問は受け付けさせていただかないようにさせていただきたいと思っておりますので、それ以外の質疑がありましたら挙手をして質疑をしていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） それでは、質疑なしと認めさせていただきます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論があるということでございますので、まず、原案に反対者の討論を許します。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私は、発議9号に反対の立場で討論します。

この発議案には、重大な欠陥があると信ずるからです。まず第一に、この特別委員会の定数を9人としていることです。なぜ定数12人の智頭町議会が無投票選挙の回避を模索している中で、9名の議員だけで議論すればいいという提案がなされるのか、その真意が到底理解できません。仮に、この発議案に3名の議員が反対するであろうからとしているならば、これは予断と偏見に基づく排除の論理によるものと言わざるを得ません。

第二に、この特別委員会設置の提案は、大河原議長の8日の初日の本会議終了後の全員協議会で初めて提案され、多く議論する間もなく國本議員が体調不良で欠席しているにもかかわらず、多数決で設置する方向が確認されました。続いて、

11日の全員協議会の議員間討議の中で発議の素案も示されない中、再び國本議員欠席の中で賛成者の確認が行われました。発議案の目的や提案理由も分からない未提出の議案の賛否を問うほうもだが、それに応じる議員も議会基本条例の議会議員の活動原則から見ても、大きく外れていると断定せざるを得ません。

このような特別委員会が、町内に出かけて町民の理解と民意を得ようとしても、公平性、透明性、信頼性を欠けば無理なことは自明の理であります。議会改革を進めてきた結果が、このような現状とは残念の極みでなりません。よって、私はこの発議案に反対するものです。

以上で、発議案に反対する立場の討論を終了します。

○議長（大河原昭洋） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 先ほど岸本議員から重大な欠陥があるからだと言われました。それは、この発議第9号を提出するに当たって、委員の定数が9名であるからだ、というような内容でありました。先ほど来から何遍も質疑がありましたが、11日の議員間討議においてこの9号の議案を発議するに当たり、人数を記入して議案として上程しなければいけないため、事前に皆さんにお諮りしますということで、この議案に賛同できる人ということで意思確認をしました。その意思確認の下で9名になった。ですから、その3人の方がまだ結論は出せない、上程されていない、内容も把握していないので、自分の判断はできかねますというならまだまし、その11日の時点で人数確認をし、意思確認をした段階でちゃんと明確な意思をもって表したにもかかわらず、今この反対理由の中に重大な欠陥というような言葉で言われたのは大変不本意でございます。そういった立場で討論をさせていただきます。

私は、議員発議9号に対し、賛成の立場で討論いたします。

9月定例で議決した議員報酬条例に関して、町民からの賛否の反響が大きいことは議会としてしっかりと認識しております。だからこそ、議会報告会に参加してくださった方以外にも、より多くの町民の声をお聞きしようと、議員個々が町内を回り説明する活動を行ってきました。しかし、議員個々の活動では町民に対しての明確な目的や調査ができず、そして報告義務もありません。

そこで、このたび議会活動の充実に関する調査特別委員会を設置し、明確な目的の下、集落に出向き説明責任を果たしつつ、住民の方の意見をしっかりお聞き

し、その意見を基に最終的な判断を導き出そうとしているものです。説明責任を果たしつつ民意を反映するための正式な手段として、議会活動の充実に関する調査特別委員会を設置することが必要であると思い、原案に対し賛成いたします。

○議長（大河原昭洋） ほかに討論はありませんか。國本議員は反対の立場で。

4番、國本誠一議員。

○4番（國本誠一） 私は、発議第9号 特別委員会の設置について反対の立場で意見を述べます。

先ほど来、私は質問の中で特別委員会の設置は必要ない、住民の方に説明をする、責任を果たす方法、特別委員会でなくてもあるではないかという質問をしました。そして、まず議会としては10月の議会報告会終了後の全員協議会で話し合われた中で、提案された意見として議員が地域に出向く方法、これについての意見が中野副議長取りまとめの下、提案されました。それは、議員が議会が出前広報に出向くことだけでなく、気軽な懇談会、そして9月に条例制定した議会広報常任委員会を議会広報広聴常任委員会とするとした、この広聴の部分を試行的な運用としてというふうな提案もあったと思います。

これらを取り組むことをもってすれば、十分に町民の方々に説明をする機会是可以するのではないか。あえて、特別委員会を設置する明確な理由、調査内容も示さない。確かに、私も11日に議会のほうは欠席をしましたが、議長からの電話でこのような特別委員会を設置したいという、國本議員はどう思われますかと問われたときに、ではその特別委員会の調査・目的何なんですかと問うたときに、いや、まだまとめたものはありませんというお話でした。それなら、何をもって判断をするんですか。そして、私は先ほども申した中で、いろいろな町民の方への説明方法等はあるのではないかという判断の下に、内容は分からないけども調査特別委員会として立ち上げる、設置する、これは本当に必要ないんではないかという判断の下、特別委員会の設置には必要ないんではないですかという返事をしました。

そうした中で、本日晒された議案では、まさにその委員会に賛同しない数名の議員を除いた9名の方で委員会を設置する。では、この委員会の賛同された方々が、提案者が申した9月議会で議決したこのことを説明して理解を求める、そういう考え方でよろしいんですね。確か全協の中では、様々な考え方が議員個々から述べられたと思います。

私は、この特別委員会の設置に賛成した議員が、この提案理由を見ないままにそこで意志を表明し、本日の発議に臨んだということが理解をできない。そして、その設置に賛同できないものは委員会に加えない、排除するという、まさにこれは暴挙としか言いようがない。智頭町議会は本当に民主主義があるんですか。私は、これを問うて反対の討論としたいと思います。

○議長（大河原昭洋） ほかに討論はありませんか。

○11番（中野ゆかり） 議長、休憩を求めます。

○議長（大河原昭洋） 暫時休憩ということで皆さん認めてもよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

休 憩 午後 0時44分

再 開 午後 0時47分

○議長（大河原昭洋） ちょっと今動議が出されまして、中野議員のほうから質問がありましたけども、ここでちょっと私のほうから、この討論の場ではちょっと申し上げられませんので、後でまた皆さん方のほうにはお伝えさせていただきたいと思います。

それでは再開します。

ほかに討論はありませんか。

8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 現在、議会が最も求められておりますのは、説明責任であります。その説明責任を全うする方法としてご助言をいただいた部分の中にあるのは、特別委員会と報告会では機能と権限がまるっきり違うということの中で、やはり特別委員会を設置することの中でしっかりとした説明をし、報告に至る部分でやるのが最もふさわしいというご助言でした。

地方議会の、また地方自治のオーソリティであります議会基本条例の制定の以前から、地方自治の師として仰いでおる方がそのご助言をいただいたということだけでもありがたく、また、その方向性によってこの局面を打開できると確信をするものであります。

何よりもかによりも、理解の得られない状況を放置することは議会の怠慢にしかありません。最も早い時点で説明をし、かつ、それを理解していただける環境をつくる、それに尽きるというふうに思っております。未来志向で民意を設定す

ることを、提案を説明することは議会の努めであり責任である。無投票当選を経験した今期の議員の責任において、特別委員会においての説明はその全てであると確信をしております。議決の意味は理解していただける、あるいはいただけない方についても、何ら説明をせずにそのままということはありません。そういうふうに思っておりますし、また、事実であろうと思っております。

議会報告会の席上においでになられた、反対の意見を申された方からお呼びをいただきました。その中で意見交換をさせていただいた中で、その中で理解をいただき、そういうことだったのかと、そういうことであつたのならばなぜそれが早く説明していただけなかったのかなという状況も、私もできなかったのかなということも、私としてはじくじたるものがありました。やはり、理解を得られる行動・活動というものは、議会としてやるべきであり、機能として検証ができない議員のパフォーマンス的な形に終わってしまうのでは駄目であるというふうに、これこそが特別委員会に与えられておる権限であり、機能である、そういうふうに確信をしております。

特別委員会の定数におきましては、その場で決まるものであるということをご理解いただきたい。かつて、広報常任委員会は特別委員会でした。定数は5です。そうした中で決められたその根拠は何なのか、委員として任命されたものであるからこそ、その5名であると。そこにこの議決というものを得るときに、委員会設置の定数の根拠というものを示さざるを得ない。そのときに賛同がいただけない方については、その数字として計上することができない。手続上の問題であるというふうにご理解をいただきたい。改めて賛同を求め、討論を終わります。

○議長（大河原昭洋） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終わります。

これから、発議第9号 議会活動の充実に関する調査特別委員会の設置に関する決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 7名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 0時53分

再 開 午後 0時54分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました議会活動の充実に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、お手元の配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 0時55分

再 開 午後 0時55分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活動の充実に関する調査特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に谷口雅人議員、副委員長に中野ゆかり議員、以上のとおりです。

なお、本案は委員長より調査終了まで閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の申出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第22．閉会中の継続調査の申し出

○議長（大河原昭洋） 日程第２２、閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員会、民生常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続調査の申出が出されております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和２年第４回智頭町議会定例会を閉会します。

閉 会 午後 ０時５７分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和2年12月15日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 岩 本 富美男

智頭町議会議員 谷 口 雅 人